※　各評価項目に対する総合評価加算点等算出資料申請書への記載に当たっては，**資料作成時の留意事項**をよく読んでください。

総合評価に関する事項

委 託 業 務 名　　Ｒ１企総管　川口ダム　洪水吐ゲート補強及び巻上機詳細設計業務
委託業務箇所　　那賀郡那賀町吉野

第１ 総合評価に関する基準

この委託業務の総合評価に関する評価項目，評価基準及び得点配分は，次のとおりとする。

Ⅰ 企業の技術力等

１ 同種業務又は類似業務（過去５年間）の実績

評　価　基　準	配点
過去５年間に同種業務又は類似業務の実績が合計３件以上ある者	5
過去５年間に同種業務又は類似業務の実績が合計１件～２件ある者	3
上記以外の者	0

２ 品質管理・環境対策

評　価　基　準	配点
ISO9001，ISO14001のいずれかを認証取得済又はエコアクション２１を認証登録済の者	5
上記以外の者	0

３ 地域精通度

評　価　基　準	配点
徳島県内に主たる営業所（本社・本店）がある者（県内在住の管理技術者を配置できる場合に限る。）	２０
徳島県内に年間受任者となっている支店・営業所がある者（県内在住の管理技術者を配置できる場合に限る。）	１０
上記以外の者	0

Ⅱ 配置予定技術者の技術力

１ 管理技術者

(1) 保有資格

評　価　基　準	配点
技術士又はＡＰＥＣエンジニア認定者	5
上記以外の者	0

(2) 継続的学習状況（ＣＰＤ）

評　価　基　準	配点
過去４年間の有効取得単位数が100ユニット以上の者	5
過去４年間の有効取得単位数が50ユニット以上の者	3
上記以外の者	0

(3) 同種業務又は類似業務（過去３年間）の実績

評　価　基　準	配点
過去３年間に同種業務又は類似業務の実績が合計３件以上ある者	5
過去３年間に同種業務又は類似業務の実績が合計１～２件ある者	3
上記以外の者	0

(4) 手持ち業務数

評　価　基　準	配点
手持ち業務の件数が０～２件ある者	5
手持ち業務の件数が３～５件ある者	3
上記以外の者	0

2 担当技術者

(1) 保有資格

評　価　基　準	配点
技術士又はＡＰＥＣエンジニア認定者	2
ＲＣＣＭ	1
上記以外の者	0

(2) 継続的学習状況（ＣＰＤ）

評　価　基　準	配点
過去４年間の有効取得単位数が100ユニット以上の者	2
過去４年間の有効取得単位数が50ユニット以上の者	1
上記以外の者	0

(3) 同種業務又は類似業務（過去３年間）の実績

評　価　基　準	配点
過去３年間に同種業務又は類似業務の実績が合計３件以上ある者	2
過去３年間に同種業務又は類似業務の実績が合計１～２件ある者	1
上記以外の者	0

(4) この部門の経験年数

評　価　基　準	配点
この部門の業務に関し，５年以上の経験年数を有する者	2
この部門の業務に関し，３年以上の経験年数を有する者	1
上記以外の者	0

第２ 総合評価の方法

予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者に対して，以下により算出された総合評価点をもって総合評価する。

総合評価点 ＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点

① 価格評価点の算出方法

価格評価点は，次式により算出し，計算値は小数点以下第５位を四捨五入し，小数点以下第４位止めとする。なお，価格点の配分点は，50点とする。

価格評価点 ＝ 価格点の配分点 ×（予定価格 － 入札価格）／（予定価格 － 基準価格）

ただし，入札価格が基準価格を下回る場合の価格評価点は，50点とする。

② 技術評価点の算出方法

第１の評価項目を評価基準に従って評価し得点を与え，得点の合計を次式により，技術評価点を算出し，計算値は小数点以下第５位を四捨五入し，小数点以下第４位止めとする。なお，技術点の配分点は，50点とする。

技術評価点 ＝ 技術点の配分点 ×（技術評価の得点合計 ／ ５８点（技術評価の配点合計））

第３ 価格評価点の算定

価格評価点は次式により算出し，計算値は小数点以下第５位を四捨五入し，小数点以下第４位止めとする。

価格評価点＝価格点の配分点×（予定価格－入札価格）／（予定価格－基準価格）

※ただし，入札価格が基準価格を下回る場合は，一律最高点で評価する。

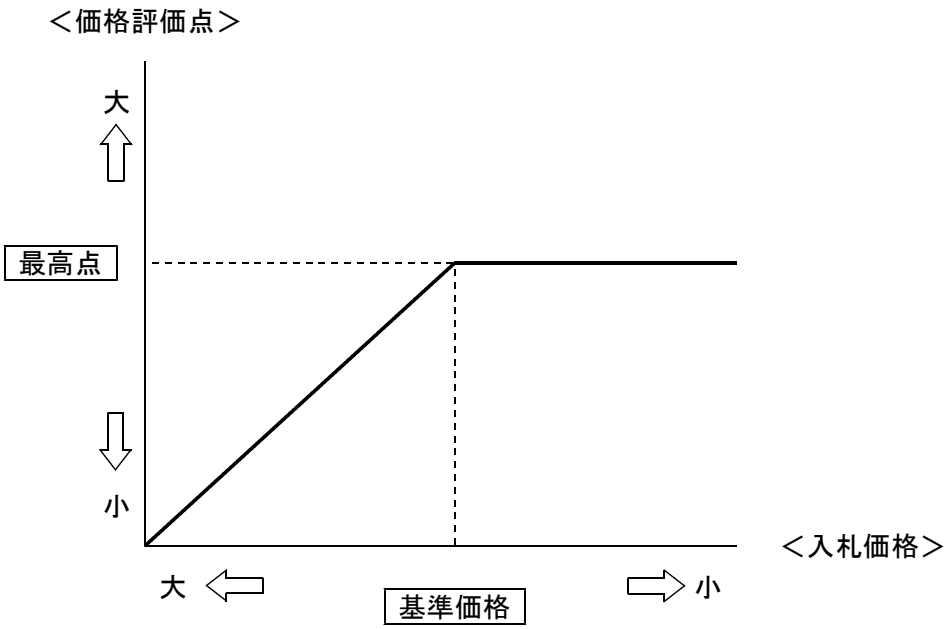

第４ 基準価格の算定

基準価格（税抜き）は，次式により算出する。

基準価格＝直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.48

※ただし，予定価格の10分の８を超える場合は，10分の８を，３分の２に満たない場合は３分の２を基準価格とする。

資料作成時の留意事項

次の事項に注意して，総合評価加算点等算出申請書を作成すること。

Ⅰ　企業の技術力等

記載事項	内容等に関する資料作成時の留意事項
1 同種業務又は類似業務（過去**５年間**）の実績	①　同種業務とは，地方公共団体又はこれに準ずる機関が発注した大規模地震に対するダムの耐震補強設計業務（耐震設計業務を含む。）であり，類似業務とは，地方公共団体又はこれに準ずる機関が発注した大規模地震に対するダムの耐震性能照査業務である。 ②　過去**５年間**の実績とは，この業務の入札公告日の属する年度の直前**５か年度**及びこの業務の入札公告日までに完成し，引き渡しが完了した業務をいう。 ③　業務委託料が１件１百万円以上の業務を対象とする。
2 品質管理・環境対策	①　ISO9001，ISO14001，エコアクション２１を取得（登録）している場合は，取得（登録）年月日及び有効期限を記載すること。 ②　この業務の入札公告日において，有効期限切れのものは評価対象外とする。ただし，更新手続き中である場合はこの限りでない（この場合，更新予定の有効期限を記入すること。）。
3 地域精通度	①　徳島県内の主たる営業所（本社・本店）及び県内の支店・営業所の所在を記載すること。 ②　徳島県内に主たる営業所（本社・本店）又は年間受任者となっている県内の支店・営業所がある場合，加点対象とするのは，徳島県内に６か月以上在住し，住民登録されている管理技術者をこの業務に配置できる場合に限るので，注意すること。

Ⅱ 配置予定技術者の技術力

１ 管理技術者

(1) 保有資格	① 配置予定管理技術者の保有する資格について評価する。 ② 技術士は，技術士法による二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「電力土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」－「電力土木」とするものに限る。）とするものに合格し，同法による登録を受けている者に限る。 ③ ＡＰＥＣエンジニア認定者は，「Civil」又は「Structural」分野に限る。
(2) 継続的学習状況（ＣＰＤ）	① 配置予定管理技術者が取得したＣＰＤの有効単位数を評価する。ただし，社内研修によるユニット数は含まないものとする。 ② この業務の入札公告日の属する年度の直前４か年度及びこの業務の入札公告日までに取得したユニット数を対象とする。
(3) 同種業務又は類似業務（過去３年間）の実績	① 同種業務とは，地方公共団体又はこれに準ずる機関が発注した大規模地震に対するダムの耐震補強設計業務（耐震設計業務を含む。）であり，類似業務とは，地方公共団体又はこれに準ずる機関が発注した大規模地震に対するダムの耐震性能照査業務である。 ② 過去３年間の実績とは，この業務の入札公告日の属する年度の直前３か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し，引き渡しが完了した業務をいう。 ③ 業務委託料が１件１百万円以上の業務を対象とする。 ④ 配置予定管理技術者が，管理技術者又は担当技術者として従事した業務の実績を対象とする。
(4) 手持ち業務数	① 手持ち業務数とは，配置予定管理技術者が，既に管理技術者，照査技術者，担当技術者，主任技術者として従事している全ての手持ち業務の合計件数で評価する。 ② 業務は，国，地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した業務委託料が１件**５百万円以上**の業務を対象とする。 ③ この業務の入札公告日における手持ち業務数とする。

２ 担当技術者

管理技術者以外の担当技術者を評価する。

(1) 保有資格	①　配置予定担当技術者の保有する資格について評価する。 ②　技術士は，技術士法による二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「電力土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」－「電力土木」とするものに限る。）とするものに合格し，同法による登録を受けている者に限る。 ③　ＡＰＥＣエンジニア認定者は，「Civil」又は「Structural」分野に限る。 ④　ＲＣＣＭは，ＲＣＣＭ資格試験（専門とする部門を「電力土木」とするものに限る。）に合格し，登録証を受けた者に限る。
(2) 継続的学習状況（ＣＰＤ）	①　配置予定担当技術者が取得したＣＰＤの有効単位数を評価する。ただし，社内研修によるユニット数は含まないものとする。 ②　この業務の入札公告日の属する年度の直前４か年度及びこの業務の入札公告日までに取得したユニット数を対象とする。
(3) 同種業務又は類似業務（過去３年間）の実績	①　同種業務とは，地方公共団体又はこれに準ずる機関が発注した大規模地震に対するダムの耐震補強設計業務（耐震設計業務を含む。）であり，類似業務とは，地方公共団体又はこれに準ずる機関が発注した大規模地震に対するダムの耐震性能照査業務である。 ②　過去３年間の実績とは，この業務の入札公告日の属する年度の直前３か年度及びこの業務の入札公告日までに完成し，引き渡しが完了した業務をいう。 ③　業務委託料が１件１百万円以上の業務を対象とする。 ④　配置予定担当技術者が，管理技術者又は担当技術者として従事した業務の実績を対象とする。
(4) この部門の経験年数	①　経験年数とは，配置予定担当技術者が，管理技術者又は担当技術者として，業務に従事した年数の合計をいう。 ②　業務は，地方公共団体又はこれに準ずる機関が発注した１件１百万円以上の同種業務及び類似業務を対象とする。